

# 市民税・道民税 特別徴収税額の通知書

給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算	課税標準	総所得③	山林所得	市民税	税額控除前所得割額④
	給与所得	所得区分		分庫短期譲渡	分庫長期譲渡	道民税	税額控除額⑤
	その他の所得計	総所得金額①		株式等の譲渡	上場株式等の配当等	額	所得割額⑥
				先物取引			均等割額⑦
所得控除	雑損	障・寡・勤	所得控除	扶養親族該当区分	本人該当区分		特別徴収税額⑧
	医療費	配偶者特別		特別	16歳未満		控除不足額⑨
	社会保険料	扶養		その他	特別		既充当額⑩
	小規模企業共済	基礎			納付		既納付額⑪
	生命保険料	基礎					差引納付額⑫-⑩-⑪
	地震保険料	所得控除合計②					変更前税額⑬
	(摘要)						増減額⑭-⑬
							変更月

札幌市住民税番号

給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

受給者番号	氏名	指定番号
住	所	宛名(整理)番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)しましたので、地方税法第41条及び第21条の4(第21条の6)並びに札幌市税条例第30条の2の規定によって通知します。また、この通知書に記載された事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。審査請求は1通を提出してください。この処分取消しを求めると同時に、前記の審査請求に係る徴収の遡進を受けた日の翌日から起算して6か月以内に札幌市を被告として(市長が被告の代行者となります。)提訴することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、部分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を延滞することにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

6月分	9月分	12月分	3月分
7月分	10月分	1月分	4月分
8月分	11月分	2月分	5月分

札幌市税事務所 市民税課 特別徴収係 電話(011)211-3075  
矢印のところからゆくりはがしてください

## [政令指定都市で課税されている方]

「市民税・所得割額⑥」は、新税率(8%)により算出した税額であり、保育料の決定に使用する税額とは異なります。保育料の決定に使用する旧税率(6%)で算出した所得割額は、下記のいずれかの方法で確認してください。

- ◆ 通知書に記載されている所得割額に  $\frac{6}{8}$  を乗じて算出
  - ※ ただし、簡易的な算出方法であり、正確な金額では無い可能性もあることから目安として使用してください。
- ◆ 旧税率による所得割額が記載されている「市・道民税証明書」を取得

## [政令指定都市以外で課税されている方]

「市民税・所得割額⑥」が保育料の決定に使用する所得割額となります。

- ※ 住宅借入金等特別税額控除等の減税を受けている方の場合、保育料の決定に使用する所得割額は減税前の金額を使用しますので、上記の金額と異なることがあります。